**身体拘束適正化のための指針**

医療法人　大和会

介護事業所

**１． 身体拘束廃止に関する考え方**

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

（１）介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

（２）緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の３つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

①切迫性 ：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性 ： 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要です。

**２．身体拘束廃止に向けての基本方針**

（１）身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

（２）やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の３要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。

又、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

（３）日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。

②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。

③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。

万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束廃止委員会において検討をします。

⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

**３．身体拘束廃止に向けた体制**

（１）身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

①設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束廃止委員会の構成員

各フロア１名・委員長１名・責任者１名(責任者は管理者とする)

③身体拘束廃止委員会の開催

・定期開催します。(３月に１回以上) ※その時参加可能な委員で構成する。

・必要時は随時開催します。

・急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）は、生命保持の観点から多職種共同での委員会に参加できない事が想定されます。その為、意見を聞くなどの対応により各スタッフの意見を盛り込み検討します。

**４．身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修**

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

①定期的な教育・研修（年２回）の実施

②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

**５．事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針**

業務上又は職務上関係のある団体及び物については、身体拘束等を含む虐待の早期発見及び行政施策への協力の努力義務、虐待発見者の通報義務が規定されています。発見者は市町村等の高齢者虐待窓口へ通報し、緊急性の判断、事実確認に協力します。虐待の事実があった場合には、その後の対応についても協力します。

**６．身体拘束等発生時の対応方法に関する基本方針**

本人の権利擁護を最優先し、本人の意思の確認・尊重が重要です。虐待者（家族等）を罰することが目的ではなく、その行為の原因を探り抱えている問題が解消されるよう支援を行います。その為には正確な情報収集と客観的判断、長期的にチームアプローチで解決を図っていくという視点が重要です。又、個人情報・プライバシーへの配慮も必要です。

**７．利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**

利用者はいつでも本指針を閲覧することができます。又、事業所ホームページにおいても閲覧可能です。

**８．その他の身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針**

本指針に定める研修の他、積極的・継続的な研修参加により、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努めます。

附則

この指針は、令和３年４月１日より施行する。

　　　　　　令和６年４月１日　　５～８項の追加